

熊本県八代市立昭和小学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日～

【目 次】

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 本校の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	2
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
（1）いじめの防止	2
（2）いじめの早期発見	3
（3）いじめへの対処	3
（4）地域や家庭との連携	3
（5）関係機関との連携	4
II いじめの防止等のための本校が実施する対策	4
1 八代市いじめ問題対策連絡協議会との連携	4
2 本校が実施する具体策	4
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	4
（2）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	4
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	5
ア いじめの未然防止	5
イ いじめの早期発見	5
ウ いじめに対する措置	6
3 重大事態への対処	6
（1）重大事態の報告、調査、対処	6
ア 重大事態の意味	6
イ 調査結果の報告及び調査主体	7
ウ 調査主体が学校の場合	7
エ 調査主体が市教育委員会の場合	8
（2）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	8
ア 再調査	8
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	8
III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
1 基本方針の見直しの検討	8
IV 図1（いじめ発生の場合）	9
図2（重大事態発生の場合）	10
昭和小学校いじめ対応マニュアル等	11

はじめに

いじめは、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを十分に認識しておかなければなりません。

学校教育のみならず子どもに関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。

本校では、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者との連携の下、校訓「やる気・豊かな心・耐える力」を掲げ、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。しかしながら、毎年いくつかのいじめが認知されています。児童の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう学校総体でいじめを未然に防ぐという強い決意のもと八代市立昭和小学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条・第22条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」や「八代市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としています。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう講じるべき対策の内容を記載します。

3 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた児童の立場に立って考えること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・ いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒には適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為によって相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

4 いじめの理解

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要です。

すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、全職員及び関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。

さらに、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を学校全体でつくることも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を学校全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、児童のちいさな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、ちいさな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切です。

本校は、毎水曜日の職員朝会を「子どもを見つめる日」として設定し全職員で昭和小学校の児童のことを共通理解し、定期的なアンケート調査（自分・友だち・くらしをみつめるもの）や全児童の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行います。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行います。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。※別紙参照1 いじめ対応マニュアル

そして、いじめの解決とは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断します。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。一人でも多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(5) 関係機関との連携

八代市教育委員会及び警察や児童相談所等との適切な連携を図るため平素から、学校と関係機関の担当者との連絡会議のや情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ります。

II いじめの防止等のために本校が実施する対策

1 八代市いじめ問題対策連絡協議会との連携

本校は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」（仮称。以下同様。）の設置に伴い、その構成員として連携し様々な専門家との情報交換や相談をしていくものとします。

2 本校が実施する具対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国や県または八代市の基本方針を受けいじめ防止等の取組についての基本的な方針や行動計画を定めた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めます。

学校基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などのための教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するために策定します。

この学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込むよう努めます。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域住民へ周知していきます。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、実効的ないじめの問題の解決に資するため、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、教育事務所や教育委員会の心理や福祉の専門家、警察官経験者など連携をとりながら組織的に対応することが大切です。

ア 校内支援委員会

人権教育主任・生徒指導主任や特別支援教育コーディネートを中核として提案・検証・修正を行う。

イ 毎水曜日の「子どもを見つめる日」

全職員で児童の情報収集と共通理解・共通実践を確認する。

- ウ 八代市教育サポートセンター「やつしろ子ども支援相談室」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
学校の支援の体制・対応方針への相談窓口とする。
- エ 小中一貫連携教育協議会
第七中学校校区で「育ちの連続性」を図ることで、児童の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育てます。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

- (ア) 「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくいですが、ほとんどすべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものです。よって、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を学校、家庭、地域社会で行います。
- (イ) 未然防止の基本として、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身につけ主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを心がけます。
- (ウ) 「子どもの居場所づくり推進テーブル」4つの視点による取組や見直しや点検・評価で絆づくりをして学級づくり、学校づくりに努めます。
- (エ) 一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、児童の自己有用感を育む取組を進めます。
- (オ) 教職員の言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方や教職員の基本的認識を深める、実践的指導力の向上を図るため、各種の研修を充実します。
- (カ) 保護者が、子どもの規範意識等を養うために、「くまもと家庭教育支援条例」の周知等、PTAと連携して保護者を対象とした家庭教育学級の実施や相談窓口の設置します。

イ いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知します。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保ちます。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保、

相談窓口の明示により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

また、市長への手紙、教育長への手紙等の周知に努め、いじめの相談窓口として活用します。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とし、本校のいじめ対応マニュアルに沿って組織体で対応します。（詳細は別紙参照）

(ア) いじめに対しては、学校、市教育委員会、各関係機関等が連携し対処します。(図1) インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、県教育委員会・市教育委員会と連携します。

(イ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう、日頃から警察との連携・協力体制の整備に努めます。

(ウ) 自校の学校評価及び自己評価において、いじめの問題を隠さず、実態把握や対応が促され、児童や地域の状況を踏まえた目標を立て、取組状況や達成状況を評価し改善できるようにします。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域住民へ周知していきます。

Ⅲ 重大事態への対処は八代市いじめ防止基本方針のとおりとする(本文抜粋)

1 重大事態の報告、調査、対処(図2)

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(30日未満でも市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合があります。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。(図2)

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

ウ 調査主体が学校の場合

(ア) 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとります。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

その際は、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に

説明する等の措置が必要です。

(エ) 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

エ 調査主体が市教育委員会の場合

学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会、学校が一体となって取り組みます。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記(1)－ウ－(エ)の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関等を設けて行います。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

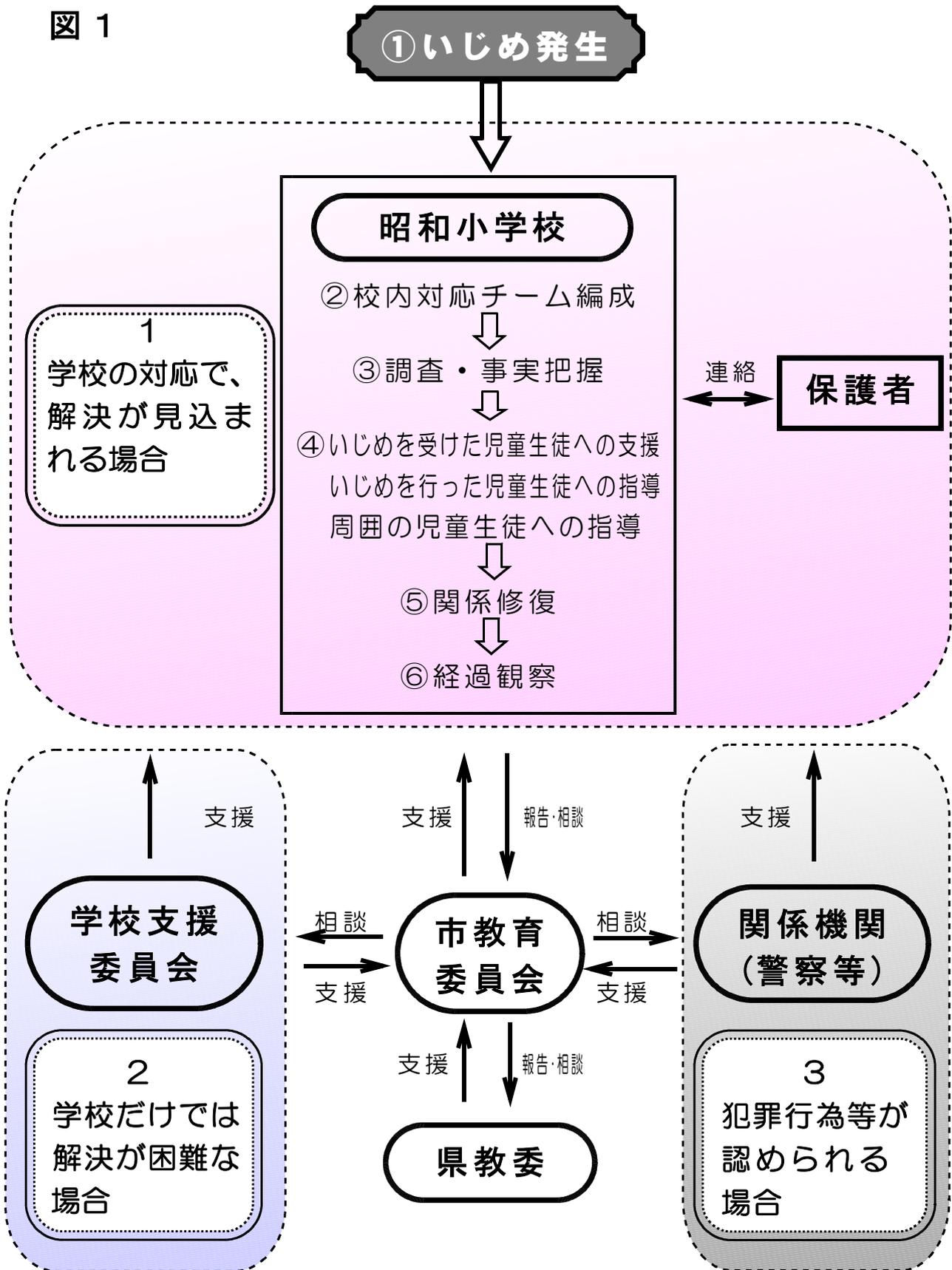
Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

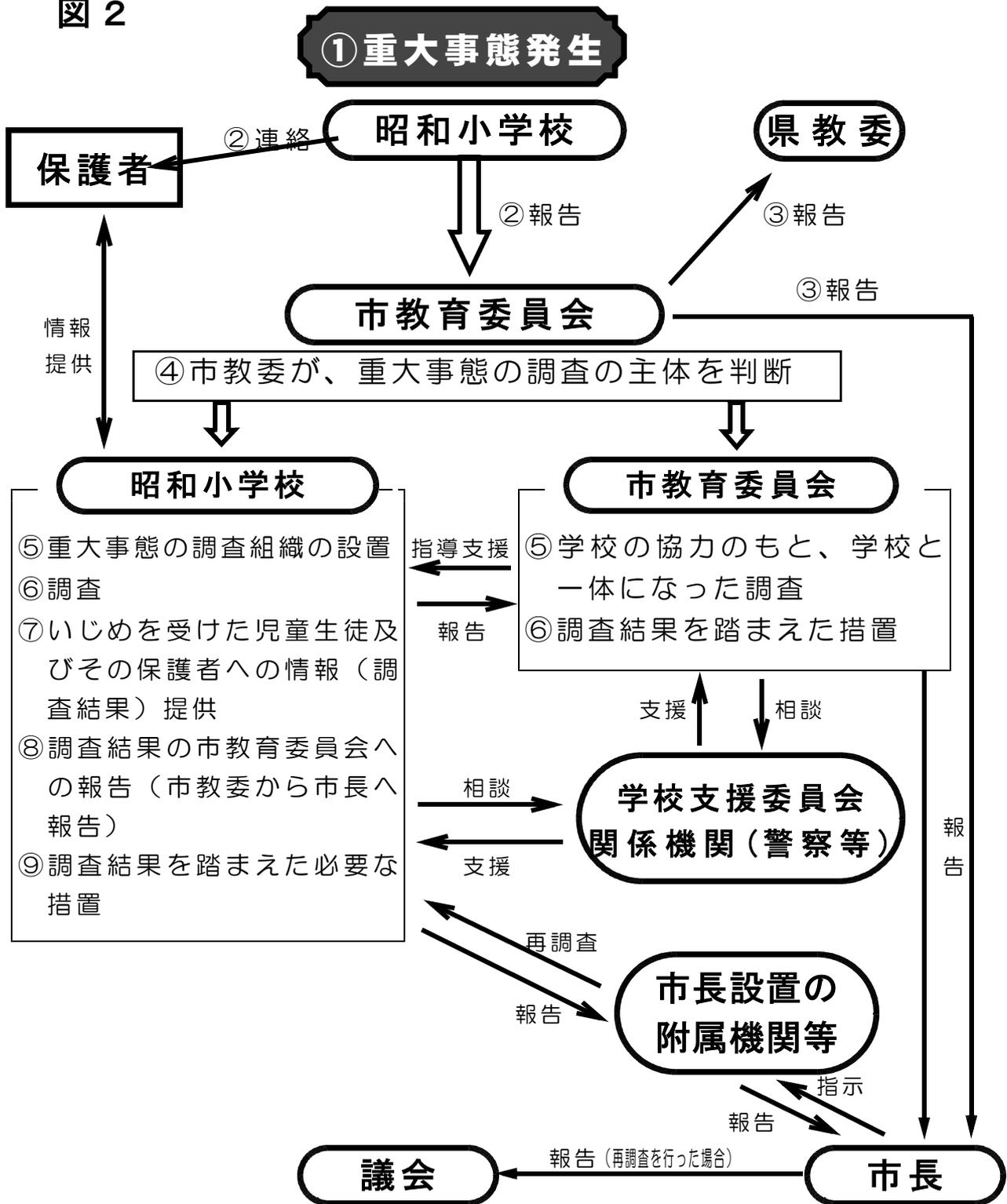
市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

図 1



注 学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

図 2



（重大事態）

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。